

ACSV MONTHLY LETTER

前号の事務所報の通り、平成32年分以後の所得税について、給与所得控除・公的年金控除・基礎控除などの所得控除が改正されます。改正されない事項も含め、人的な所得控除について説明します。

● 人的所得控除について

課税所得は、合計所得金額から「所得控除」を差し引いて計算されます。所得控除の内、人的な所得控除の原則的な扱いは以下の通りです。なお、配偶者控除が適用できない場合でも、配偶者の所得が増えるにつれ段階的に「配偶者特別控除」が適用できます。

基礎控除	全ての納税者 ～31年分 ⇒ 控除額 38万円 、32年分～ ⇒ 控除額 48万円
配偶者控除※	⇒ 控除額 38万円
配偶者特別控除	29年分：合計所得金額 38～76万円（給与収入 103～141万円） 30・31年分：38～123万円（給与収入 103～約 201万円） 32年分～：48～133万円（給与収入 103～約 201万円） ⇒ 控除額 3～38万円
扶養控除※	16歳未満 ⇒ なし 19歳以上23歳未満 ⇒ 控除額 63万円 70歳以上 ⇒ 控除額 48万円（同居者親等は 58万円） その他 ⇒ 控除額 38万円
障害者控除	本人、配偶者、扶養親族 一般障害者 ⇒ 控除額 27万円 特別障害者 ⇒ 控除額 40万円（同居は 75万円）
寡婦（夫）控除	配偶者と死別・離別し扶養親族の子あり（他の要件は 28.01号を参照） ⇒ 控除額 27万円（特定寡婦は 35万円）
勤労学生控除	～31年分：合計所得金額 65万円以下（給与収入 130万円以下） 32年分～：合計所得金額 75万円以下（給与収入 130万円以下） ⇒ 控除額 27万円

※対象者：～31年分 合計所得金額 38万円以下（給与収入 103万円以下）
32年分～ 合計所得金額 48万円以下（給与収入 103万円以下）

■ 税務カレンダー

	内容	備考
2月	所得税の確定申告・贈与税の申告	2月16日～3月15日
3月	個人事業者の消費税確定申告	末日まで

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。